

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和4年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可（許可の更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項
 - ア 着工予定年月日
 - イ 使用開始予定年月日
 - ウ 敷地面積
 - エ 用途地域及び地目
 - オ 保管する再生資源物の品目
 - カ 再生資源物の総保管量
 - キ 再生資源物を保管する最大の高さ
 - ク 再生資源物の法面の勾配
 - ケ 屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法
 - コ 再生資源物の溶接、溶断等の有無
 - サ 主な受入先及び方法

- シ 主な搬出先及び方法
- ス 屋外保管事業場の責任者の氏名
- セ 屋外保管事業場の従業員数
- ソ 作業の開始時間及び終了時間等

(4) 許可申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日並びに許可申請者に第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(5) 許可申請者が条例第6条第5項第2号コに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(6) 次に掲げる事項を記載した標準作業書

- ア 再生資源物の搬入から搬出までの保管等の工程
- イ 再生資源物の保管の方法
- ウ 排水処理設備、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- エ 廃油及び廃液の回収、屋外保管事業場からの流出の防止及び保管の方法
- オ 騒音、振動及び悪臭対策の措置
- カ 火災予防上の措置
- キ 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び保管の方法
- ク 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法
- ケ 屋外保管事業場の保守点検の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 許可申請者が前号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 許可申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人である場合には、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のある住民票の写し（申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。））及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 許可申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 許可申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 許可申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項

第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(11) 許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(12) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）

(13) 説明会等実施状況報告書（様式第3号）

(14) 袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し

(15) 緊急時の連絡体制

(16) その他市長が必要と認める書類及び図面

（屋外保管の基準）

第4条 条例第6条第5項第1号、第18条第1項第1号及び第3項並びに第22条第1項第1号及び第3項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 屋外保管事業場の構造に係る基準

ア 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

イ 屋外保管事業場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

(2) 屋外保管事業場の使用方法に係る基準 前条第1項第6号の標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

2 条例第6条第5項第2号エの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

- (2) 騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号）
 - (4) 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）
 - (5) 悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）
 - (6) 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号）
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 0 5 号）
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 1 3 年法律第 6 5 号）
- （使用人）

第 5 条 条例第 6 条第 5 項第 2 号キ、サ及びシの規則で定める使用人は、許可申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者である場合には、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場
- （許可等の決定）

第 6 条 市長は、許可申請者から条例第 6 条第 1 項の許可の申請があった場合は、その内容を審査した上、許可の要否を決定し、許可をしたときは袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可通知書（様式第 4 号）により、許可をしないときは袖ヶ浦市屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第 5 号）により、当該許可申請者に通知するものとする。

（屋外保管事業場の許可証）

第 7 条 市長は、屋外保管事業場の設置の許可をしたとき、又は屋外保管事業場の変更の許可をしたときは、袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）許可証（様式第 6 号）を交付しなければならない。

2 市長は、条例第15条第1項の規定により屋外保管事業場の譲受け等の許可をしたとき、条例第16条第1項の規定により合併若しくは分割の許可をしたとき、又は条例第17条第2項の規定により相続の届出を受理したときは、前項の許可証を書き換えて交付するものとする。

(使用前検査の申請)

第8条 条例第6条第6項(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けようとする者(第3項において「使用前検査申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場使用前検査申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 検査の対象となる屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 工事完了年月日
- (5) 使用開始予定年月日

2 前項の申請書には、当該屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。

3 市長は、条例第6条第6項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるときは、袖ヶ浦市屋外保管事業場計画適合通知書(様式第8号)により、使用前検査申請者に通知するものとする。

(事前協議)

第9条 条例第7条の協議は、許可の申請をする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場設置(変更)事前協議書(様式第9号)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項
- (4) 第3条第1項第6号の標準作業書

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 許可申請予定者が前号に掲げる屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有すること（許可申請予定者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項の規定による変更の許可の申請に係る事前協議である場合には、前項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面とする。

4 市長は、事前協議が終了したときは、その結果を袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書（様式第10号）により、許可申請予定者に通知するものとする。

5 許可申請予定者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して3月以内に、条例第6条第1項の許可の申請又は条例第13条第1項の変更の許可の申請をしなければならない。

（説明会の開催等）

第10条 条例第8条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置しようとする屋外保管事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有し、又は土地若しくは建物を所有する者若しくは事業者
- (2) 屋外保管事業場が所在する自治会等を代表する者
- (3) 排水の放流先が農業用排水路である場合には、屋外保管事業場が所在する水利組合
- (4) その他市長が必要と認める者

2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 許可申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 設置しようとする屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第8条第1項の説明会を開催するときは、周辺住民等の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、あらかじめ、これらの事項を周辺住民等に対し印刷物の配布、周辺住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。

4 条例第8条第2項の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 許可申請予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第8条第2項の規則で定める措置は、周辺住民等に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する措置及び周辺住民等の見やすい場所に周知事項を掲示する措置とする。

(屋外保管事業場に係る掲示板)

第11条 条例第9条第1項第1号イの掲示板は、縦及び横それぞれ60

センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならぬ。

- (1) 屋外保管事業場である旨
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 許可の期間
- (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 屋外保管事業場の責任者の氏名及び連絡先
- (6) 保管する再生資源物の品目

(屋外保管の高さ)

第12条 条例第9条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。

- (1) 保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（第3号に掲げる場合を除く。） 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合には、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合には、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- (2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合には、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合には、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は5メートルのうちいずれか低いもの

ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

イ 前号に規定する高さ

(3) 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のアからウまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

ア 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ

イ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ウ 5メートル

（屋外保管に係る飛散防止等のための措置）

第13条 条例第9条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

（屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置）

第14条 条例第9条第1項第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管すること。

(2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合には、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

(3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。

(4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間には火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設

けられている場合を除く。) 。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

(水質検査及び地質検査の実施等)

第15条 条例第11条第1項の水質検査及び地質検査を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場水質検査等実施申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(1) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 水質検査及び地質検査の実施希望年月日

2 条例第11条第1項の水質検査は、屋外保管事業場を設置した日から3月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 別表に掲げる項目 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン、浮遊物質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量
昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

3 条例第11条第1項の地質検査は、屋外保管事業場を設置した日から3月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査のための試料とする土壤の採取は、市長の指定する職員が指定する地点の土壤について行うこと。

(2) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

4 前2項の水質検査及び地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、前2項各号に掲げる方法により行わなければならない。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長が市民生活の安全又は生活環境の保全上支障がないものと認めるときは、第2項各号及び第3項第2号に規定する項目の一部を省略することができる。

(水質検査及び地質検査の報告)

第16条 条例第11条第1項の規定による報告は、屋外保管事業場を設置した日から3月ごとに、当該3月を経過した日から2週間以内に、袖ヶ浦市屋外保管事業場水質検査等報告書(様式第12号)に次に掲げる書類及び図面を添えて行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 実施年月日
- (5) 排水及び土壌の採取場所及び現場写真
- (6) 水質検査に係る検査試料採取調書及び計量証明書
- (7) 地質検査に係る検査試料採取調書及び計量証明書
- (8) 次回の水質検査及び地質検査の予定年月日

(記録の作成等)

第17条 条例第12条第1項の規定による記録の作成は、毎月、許可屋外保管事業場設置者が前月中における同項各号に規定する事項について、当月末までに記載を終了した帳簿を備えることとする。

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油及び廃液の品目及び数量
- (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第12条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場記録毀損等届出書(様式第13号)により行う

ものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) 許可の年月日及び許可番号
 - (4) 毀損等の別
 - (5) 毀損等した記録及びその理由
 - (6) 再発防止策の検討
 - (7) 毀損等の年月日
- (変更許可の申請)

第18条 条例第13条第1項本文の規定により変更の許可を受けようとする者（以下「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場変更許可申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更予定年月日
- (7) 変更申請者が法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日
- (8) 変更申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）
- (9) 変更に係る第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない

い。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面
- (5) 変更申請者が前号に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（変更申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (6) 変更申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (7) 変更申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 変更申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (9) 変更申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (10) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (11) 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しない

かどうかを審査するために必要と認められる書類

- (12) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (13) 説明会等実施状況報告書（様式第3号）
- (14) 袖ヶ浦市屋外保管事業場設置（変更）事前協議終了通知書の写し
- (15) 緊急時の連絡体制
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 第6条の規定は、条例第13条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「第6条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可通知書（様式第4号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場変更許可通知書（様式第15号）」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第5号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場変更不許可通知書（様式第16号）」と、「許可申請者」とあるのは「変更申請者」と読み替えるものとする。（軽微な変更等）

第19条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号の事項のいずれかに係る変更とする。ただし、第5号及び第6号については、市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない変更として市長が別に定めるものに限る。

- (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）
- (3) 法人である場合には、その役員の名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日
- (4) 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代

表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日)

(5) 第3条第1項第3号の屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項

(6) 第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

2 条例第13条第1項ただし書の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場廃止届出書(様式第17号)により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 廃止の理由

(5) 廃止の年月日

3 条例第13条第1項ただし書の規定による変更の届出は、当該変更の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場軽微変更届出書(様式第18号)により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 屋外保管事業場の名称及び所在地

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 変更の年月日

(屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請)

第20条 条例第15条第1項の規定により譲受け又は借受けの許可を受けようとする者(以下「譲受け等申請者」という。)は、当該譲受け又は借受けの日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等許可申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代

表者の氏名

- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 譲り受け、又は借り受けようとする屋外保管事業場の許可の年月日及び許可番号
- (4) 譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 譲受け等申請者が法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日
- (6) 譲受け等申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 譲受け等申請者が前項に掲げる屋外保管事業場の所有権を有すること（譲受け等申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- (2) 譲受け等申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (3) 譲受け等申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (4) 譲受け等申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (5) 譲受け等申請者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(6) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(7) 譲受け等申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(8) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）

(9) 屋外保管事業場の譲受け等を証する書類の写し

(10) 緊急時の連絡体制

(11) その他市長が必要と認める書類

3 第6条の規定は、条例第15条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「第6条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可通知書（様式第4号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等許可通知書（様式第20号）」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第5号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場譲受け等不許可通知書（様式第21号）」と、「許可申請者」とあるのは「譲受け等申請者」と読み替えるものとする。

（合併又は分割の承認の申請）

第21条 条例第16条第1項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継しようとする者（以下「承継申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場承継承認申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (4) 合併又は分割の方法及び条件
- (5) 合併又は分割の理由
- (6) 合併又は分割の時期
- (7) 役員の名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の名、住所及び生年月日
- (8) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる事項
 - ア 名称及び住所並びに代表者の名
 - イ 役員となる者の名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人となるものがあるときは、その者の名、住所及び生年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該屋外保管事業場を承継する法人が条例第6条第1項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る次に掲げる事項
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員住民票の写し及び登記事項証明書
 - ウ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
 - エ 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - ア 役員となる者の住民票の写し
 - イ 第5条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
- (4) 緊急時の連絡体制

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第6条の規定は、条例第16条の市長が承認するときについて準用する。この場合において、第6条中「許可等」とあるのは「承認等」に、「第6条第1項」とあるのは「第16条」と、「許可の」とあるのは「承認の」と、「許可を」とあるのは「承認を」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置許可通知書（様式第4号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場承継承認決定通知書（様式第23号）」と、「袖ヶ浦市屋外保管事業場設置不許可通知書（様式第5号）」とあるのは「袖ヶ浦市屋外保管事業場承継不承認決定通知書（様式第24号）」と、「許可申請者」とあるのは「承継申請者」と読み替えるものとする。

（相続の届出）

第22条 条例第17条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市屋外保管事業場承継届出書（様式第25号）により行うものとする。

- (1) 氏名、住所及び生年月日並びに被相続人との続柄
- (2) 屋外保管事業場の名称及び所在地
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 被相続人の氏名、死亡時の住所及び生年月日
- (5) 相続の開始の日
- (6) 相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称、住所及び生年月日、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）
- (7) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、住所及び生年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し及び相続人の登記事項証明書

- (3) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (4) 相続人が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (5) 相続人に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (6) 条例第6条第5項第2号イからスまでに該当しない者であることを証する誓約書（様式第2号）
- (7) 緊急時の連絡体制
- (8) その他市長が必要と認める書類及び図面
（許可を取り消された屋外保管事業場の廃止基準）

第23条 条例第19条第3項の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 許可を取り消された屋外保管事業場に再生資源物が保管されていないこと。
- (2) 許可を取り消された屋外保管事業場に屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。
（立入検査の身分証明書）

第24条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第26号）とする。

（公表）

第25条 条例第23条第1項の規定による公表は、掲示及びインターネットの利用その他の方法により行う。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市既存屋外保管事業場届出書（附則様式第1号）により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 既存屋外保管事業場の名称及び所在地
- 3 条例附則第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した袖ヶ浦市既存屋外保管事業場構造等届出書（附則様式第2号）により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称、住所及び生年月日並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 既存屋外保管事業場の名称及び所在地
 - (3) 既存屋外保管事業場に関する計画に係る事項として、次に掲げる事項
 - ア 設置年月日
 - イ 敷地面積
 - ウ 用途地域及び地目
 - エ 保管する再生資源物の品目
 - オ 再生資源物の総保管量
 - カ 再生資源物を保管する最大の高さ
 - キ 再生資源物の法面の勾配
 - ク 屋外保管に伴い生ずる排水の量及び処理方法
 - ケ 再生資源物の溶接、溶断等の有無
 - コ 主な受入先及び方法
 - サ 主な搬出先及び方法

シ 既存屋外保管事業場の責任者の氏名

ス 既存屋外保管事業場の従業員数

セ 作業の開始時間及び終了時間等

(4) 法人である場合には、その役員の氏名、住所及び生年月日並びに第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名、住所及び生年月日

(5) 未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名、住所及び生年月日）

(6) 第3条第1項第6号の標準作業書の記載事項

4 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図

(2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに流水雨水量を算出した書類及び雨水排水計画図

(3) 既存屋外保管事業場内の配置図

(4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法及び経路に関する図面

(5) 従前の屋外保管事業者（条例附則第5項に規定する従前の屋外保管事業者をいう。以下同じ。）が前号に掲げる既存屋外保管事業場の所有権を有すること（従前の屋外保管事業者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

(6) 従前の屋外保管事業者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(7) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(8) 従前の屋外保管事業者が法人である場合には、その役員の住民票

の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(9) 従前の屋外保管事業者に第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(10) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(11) 従前の屋外保管事業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 役員住民票の写し及び条例第6条第5項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

(12) 条例附則第7項に規定する措置を行ったことを報告する書類

(13) 緊急時の連絡体制

(14) その他市長が必要と認める書類及び図面

5 条例附則第7項の規則で定める措置は、第10条第5項に規定する措置とする。

別表（第 15 条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2（以下「規格」という。）55・2、55・3 又は 55・4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。）付表 1 に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65・2（規格 65・2・7 を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農

	て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素 ^ひ の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチ	検液1リットルにつ	地下水の水質汚濁に係る環境基

レン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	き0.002ミリグラム以下	準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1・2ージクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1ージクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2ージクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1ートリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2ートリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロ	検液1リットルにつ	日本産業規格K0125の5・

ロエチレン	き0.01ミリグラム以下	1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3ー ジ クロロプロ ペン	検液1リットルにつ き0.002ミリグ ラム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつ き0.006ミリグ ラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつ き0.003ミリグ ラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液1リットルにつ き0.02ミリグラ ム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラ ム以下	日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつ き0.01ミリグラ ム以下	規格67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつ き0.8ミリグラム 以下	規格34・1（規格34の備考1を除く。）若しくは34・4に定める方法又は規格34・1・1cに定める方法及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつ き1ミリグラム以下	規格47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4ー ジ	検液1リットルにつ	昭和46年告示付表8に掲げる

オキサン	き 0. 0 5 ミリグラ ム以下	方法
------	----------------------	----

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 4 六価クロムの項目について、規格 6 5 ・ 2 ・ 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K 0 1 7 0 — 7 の 7 に定める操作を行うものとする。
- 5 1 ・ 2 — ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 ・ 1 、 5 ・ 2 又は 5 ・ 3 ・ 2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5 ・ 1 、 5 ・ 2 又は 5 ・ 3 ・ 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 6 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
 - (1) 規格 3 4 ・ 4 に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 2 0 0 ミリリットルに硫酸 1 0 ミリリットル、りん酸 6 0 ミリリットル及び塩化ナトリウム 1 0 グラムを溶かした溶液とグリセリン 2 5 0 ミリリットルを混合し、水を加えて 1 , 0 0 0 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K 0 1 7 0 — 6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

(2) 規格 3 4・1・1 c に定める方法にあつては、注 (2) 第 3 文及び規格 3 4 の備考 1 を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。